|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | |  | | |
| 統一７ |  | | | |
|  | | | | |
| 文書番号  (工事番号) | |  | |  |
| 建設業退職金共済制度加入届  　　　　年　　月　　日  （発注者宛）  殿  住所  受注者  氏名  法人の場合は名称  　 及び代表者の氏名※    　建設業退職金共済制度の加入について、・掛金収納書　　　　　　　　を添えて届け出ます。  　　　　　　　 　　　　　　　　 ・建設業退職金共済証紙  購入状況報告書 | | | | | | | |
| 文　書　番　号  (契約番号) | | |  | | | | |
| 工　事　件　名 | | |  | | | | |
| 工　事　場　所 | | |  | | | | |
| 契　約　金　額 | | | ￥  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　 　　） | | | | |
| 契 約 年 月 日 | | | 年　　月　　日 | | | 工　　　　　期 |  |
| ・上記添付書類のうち、掛金収納書、建設業退職金共済証紙購入状況報告書のいずれかを  　　提出できない場合は、提出できない書類名称及び提出できない理由を下記に記載すること。  　・建設業退職金共済制度に非加入の場合は、他の共済制度（中小企業退職金共済制度等）に加  　　入している状況を下記に記載の上、証明する書類を添付し、提出すること。 | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 監理業務受託者 |  | 担当者名 |  |  |

※　受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。

〔事務担当者〕

所属：　　　　　　　　　　　　役職：　　　　　　　氏名：　　　　　　　　電話番号：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （都職員使用欄）　押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者 | 年　　月　　日 | □対面 □電話 □テレビ会議 | （確認者氏名） |

|  |
| --- |
| 統一７の2 |

掛　金　収　納　書

|  |
| --- |
| 掛金収納書（下請業者が自ら証紙を購入した場合の掛金収納書を含む。）を下記に添付すること。 |

　注１　元請業者は、下請業者の要する共済証紙分を含めて購入し、その掛金収納書を添付する。

　注２　下請業者が自ら証紙を購入する場合については、下請業者に建設業退職金共済証紙購入状況　　　 報告書により計算した額の共済証紙を購入するよう指導し、その掛金収納書を添付する。

|  |
| --- |
| 統一７の3 |

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

１　工事種別及び総工事費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事種別 | 総工事費 | 契約金額 | 無償支給材料評価額 |
|  | \ | \ | \ |

注１ 工事種別は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部ホームページ（以下「建退共ＨＰ」という。）を参照する。

http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html

２ 総工事費＝契約金額＋無償材料評価額

３ 契約金額には、消費税及び地方消費税額を含む。

２　共済証紙・退職金ポイント購入額算出方法

|  |  |
| --- | --- |
| 購入額算出方法  （該当項目を○で囲む） | Ａ　建設業退職金共済制度加入労働者（加入労働者）及びその就労  　　　予定日数が分かっている場合  　Ｂ　加入労働者及び就労予定日数の把握が困難な場合 |

３　共済証紙・退職金ポイント購入額の算出

２の該当項目（ Ａ Ｂ ）について、以下により共済証紙・退職金ポイント購入額を算出する。

Ａ　加入労働者及びその就労予定日数が分かっている場合

①加入労働者の就労予定日数の総和　　 　　　　 人

②掛金日額　 　　　 円／人

③購入額（①×②）　 \

Ｂ　加入労働者及び就労予定日数の把握が困難な場合

①工事種別

②総工事費 \

③「掛金納付の考え方」の表の率　 　　／1000

④対象工事における労働者の加入率　 *５０*　％

⑤購入額（②×③×④／70％）　 \

（千円未満を増額調整し、掛金日額で割り切れる額とする。）

注１　工事種別及び「掛金納付の考え方」の表の率については、建退共ＨＰを参照する。

２　対象工事における労働者の加入率は、受注者が適切に設定する任意の率とする。（記載の50%は参考例。建退共ＨＰ参照）